

## 住宅借入金等特別控除額の計算誤りについて

Ver. 1.1.3 以前の年調ソフトにて住宅借入金等年末残高等証明書を2件入力する場合で以下の①から③の全てに該当する場合、控除額の計算に不具合が確認されましたので修正いたしました。

### 【具体的なケース】

- ① 借入金等の内訳が、一つは「住宅及び土地」に係るものであり、もう一つが「住宅のみ」に係るものである
  - ② 「住宅のみ」に係る借入金等の残高が、当該住宅の取得対価の額を上回っている
  - ③ 「住宅及び土地」に係る借入金等の残高が、当該土地等の取得対価の額を下回っている
- ※ ①、②について、『住宅のみ』を『土地等のみ』、「当該住宅」を「当該土地等」、③について「当該土地等」を「当該住宅」と読み替えた場合も同様の事象が生ずる

住宅借入金等特別控除申告書 国税太郎 2(注)

**(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書情報**

|                 |           |             |
|-----------------|-----------|-------------|
| あなたが取得した住居等     | 新築        |             |
| あなたが取得した住居等の種類  | 一般の住宅の取得等 |             |
| (特別) 特定取得       | (特別) 特定取得 |             |
| 居住開始年月日         | 2019/1/1  |             |
| 修正<br>家屋等に関する事項 | 取得対価の額    | 4,000,000 円 |
|                 | 居住用割合     | 100.00 %    |
|                 | 連帯債務割合    | 100.00 %    |
|                 | 取得対価の額    | 6,000,000 円 |
| 土地等に関する事項       | 取得対価の額    | 6,000,000 円 |
|                 | 居住用割合     | 100.00 %    |
|                 | 連帯債務割合    | 100.00 %    |
|                 | 取得対価の額    | 4,000,000 円 |

控除証明書を入力し直す

**住宅借入金の年末残高等証明書の情報**

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 修正<br>住宅借入金等の内訳      | 住宅のみ                 |
| 住宅借入金等の年末残高          | 5,000,000 円          |
| 住宅借入金等の当初金額          | 2019/1/1 6,000,000 円 |
| 削除<br>「摘要」欄に連帯債務者の記載 | なし                   |
| この借入金に関する借換え         | なし                   |
| 修正<br>住宅借入金等の内訳      | 住宅及び土地等              |
| 住宅借入金等の年末残高          | 5,000,000 円          |
| 住宅借入金等の当初金額          | 2019/1/1 5,000,000 円 |
| 削除<br>「摘要」欄に連帯債務者の記載 | なし                   |
| この借入金に関する借換え         | なし                   |

住宅借入金等特別控除額 **100,000 円**

+ 残高証明書を追加で入力する

前の画面へ戻る 一時保存 保存して 次のステップに進む

正しい控除額は 90,000 円

(注) 詳しくは年調ソフトヘルプデスク (0570-02-4563 平日9時~17時(令和2年12月28日までは土曜日及び日曜日も対応))にご確認願います。

本件不具合について改修した、年調ソフト Ver. 1.1.4 を公開しておりますので、上記①から③の全てに該当し、控除額が誤って計算されている住宅借入金等特別控除申告書を勤務先に提出された方につきましては、お手数ですが、バージョンアップの上、再度勤務先に提出していただき

ますようお願いいたします。

なお、バージョンアップした場合でも、過去に入力したデータは引き継がれておりますので、次ページのとおり再出力をお願いします。

○ **源泉徴収義務者の方へ**

上記不具合による年末調整の再計算を行った場合には、過大となっている控除額と、正しい税額との差額について、従業員の方から徴収し、追加納付していただく必要があります。

○ 住宅借入金等特別控除額の修正方法

| <p>①</p> <p>バージョンアップ後、「詳細を確認」をタップ</p>                  |   | <p>②</p> <p>住宅借入金等特別控除申告書の (パソコン版の場合は「修正」) アイコンをタップ</p> |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |
|--|---|---|---------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|----------------|----|--------------|----|--|
| <p>③</p> <p>住宅借入金等特別控除申告書の入力画面が表示されるので、「次へ」をタップ</p>    |   | <p>④</p> <p>残高証明書の内容入力画面が表示されるので、「入力完了」をタップ</p>         |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |
| <p>⑤</p> <p>控除額が修正されていることを確認し、当初提出したときと同様に出力を行います。</p> | <table border="1" data-bbox="414 1545 742 1780"> <thead> <tr> <th>住宅借入金等の内訳</th> <th>住宅及び土地等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅借入金等の年末残高</td> <td>5,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等の当初金額</td> <td>2019/1/1<br/>6,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>「摘要」欄に連帯債務者の記載</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>この借入金に関する借換え</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> | 住宅借入金等の内訳   | 住宅及び土地等 | 住宅借入金等の年末残高 | 5,000,000 円 | 住宅借入金等の当初金額 | 2019/1/1<br>6,000,000 円 | 「摘要」欄に連帯債務者の記載 | なし | この借入金に関する借換え | なし |  |
| 住宅借入金等の内訳  | 住宅及び土地等   |   |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |
| 住宅借入金等の年末残高  | 5,000,000 円   |   |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |
| 住宅借入金等の当初金額  | 2019/1/1<br>6,000,000 円   |   |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |
| 「摘要」欄に連帯債務者の記載   | なし  |   |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |
| この借入金に関する借換え   | なし  |   |         |             |             |             |                         |                |    |              |    |  |